

ウォルフスバーグ声明：マネーローンダリングを管理するための リスクに応じたアプローチに関わるガイダンス

(日本語仮訳)

前文

金融機関を通じたマネーローンダリングの脅威は日常的に存在するものの、顧客及び取引に関するリスクを理解し、そして対処することによって最も効率的に管理することができる。ウォルフスバーグ・グループ（注1）は、金融機関のマネーローンダリングリスク管理の一助となり、金融機関が犯罪目的に利用されることを防ぐべく努力するというグループ・メンバーの目標達成に資するよう、本ガイダンスを作成した。

マネーローンダリングを行う者は、自らの取引を合法的な取引と区別がつかないようにするためであれば、どんなことでもする、ということは良く知られている。したがって、適切な設計に基づいてリスクに応じたアプローチにより金融機関のマネーローンダリング防止プログラムを開発・導入したとしても、個々の金融機関が合法的な取引と非合法的な取引とを見分けることは、困難であり、時には不可能とさえ言える。

マネーローンダリングリスク評価の結果として、取引開始時の適切なデュー・ディリジェンス、及びその後の継続的なデュー・ディリジェンス、並びに取引モニタリングを実施することになる。適切な設計に基づくリスクに応じたアプローチによって、金融機関は顧客及び取引に関する潜在的なマネーローンダリングリスクの度合いを量るフレームワークを得ることが出来るとともに、潜在的に最も大きなマネーローンダリングのリスクをもたらすような顧客及び取引について集中的に調査・検証することが可能になる。

ウォルフスバーグ・グループは本ガイダンスが金融機関のリスク管理を助け、金融機関がその顧客に関するビジネスジャッジメントを行う手助けとなると確信する。リスクに応じたアプローチの内容や深度について、各国政府ないしは金融機関のいずれからも広く共感を得たり、受け入れられた共通の方法論というものはない。だからこそ、本ガイダンスは金融機関が適切な設計のリスクに応じたアプローチを開発・導入する際に有益と思われる検討事項を明らかにしようとしている。個別金融機関のリスクに応じたアプローチの手続詳細は、それぞれの業務内容に基づき、個々の金融機関が決定するべきである。本ガイダンスは潜在的な顧客が金融機関と取引することを禁止するためのものではなく、むしろ金融機関が潜在的なマネーローンダリングリスクを効率的に管理するために策定されている。

（注1）ウォルフスバーグ・グループは、以下の主要な国際的金融機関からなる。ABN AMRO、Banco Santander、Bank of Tokyo-Mitsubishi-UFJ、Barclays、Citigroup、Credit Suisse、Deutsche Bank、Goldman Sachs、HSBC、JP Morgan Chase、Société Générale、UBS.

1. 適切な設計に基づくリスクに応じたアプローチの基礎

適切な設計に基づくリスクに応じたアプローチは、金融機関が潜在的なマネーローンダリングリスクを測定するため

の基準の一つである。顧客及び取引のマネーロンダリングリスクを測定することにより、金融機関は当該リスクを軽減させるための適切な対策と管理態勢を策定・実施することが可能となる。ある顧客がその口座で取引を行うことにより初めて明らかになるというリスクもあるので、顧客取引のモニタリングは、リスクに応じたアプローチの基本的な構成要素と言える。

マネーロンダリングのリスクは、様々なカテゴリーを用いて判断され、各カテゴリーはリスクの変動要因に応じて重要度合が変わりうる。よく使われるリスク判断指標としては下記がある。

- ・カントリーリスク
- ・顧客リスク
- ・サービスリスク

また、それぞれのリスク判断指標は、以下に記載したリスク変動要因によって修正されうる。

潜在的なマネーロンダリングリスクの総合評価をする際に、これらの個々のリスクカテゴリーあるいはそれらの組み合わせについてどのような（軽重の）ウェイト付けをするかについては、個々の金融機関の判断となる。これらのリスクカテゴリーをいかに適用するかについての方法論はただ一つというわけでないのは明白ではあるが、これらのリスクカテゴリーの活用によって、潜在的にマネーロンダリングリスクが高い顧客を管理する方法論を金融機関が会得することが期待されている。

それぞれの金融機関は自らのリスク評価アプローチを文書化し、それを定期的に見直すべきである。

2. 既存の顧客に対する適用について

金融機関によっては、既存の顧客についてリスク評価を実施すべきか否かを検討すべき場合がある。一方で、特定顧客に対する既存のリスク管理基準で充分であると判断し、その結果追加的なリスク評価は不要と考える金融機関もあるかもしれない。この場合の検討や判断は、取引のモニタリング、あるいは他の適切な方法によって明らかとなる特定の顧客、取引、及び業務領域に伴う総合的なリスクとの関連を考慮に入れるべきであり、その結果、特定の顧客について新たなリスク評価の必要性が判明するかもしれない。

3. リスク変動要因

特定の顧客との取引が金融機関に及ぼすリスクのレベルを計るには、ある程度判断や良識が必要となる。従って金融機関のリスクに応じたアプローチの方法論では、特定の顧客又は取引に特有な追加的なリスク変動要因を考慮に入れるべきである。これらの変動要因は特定の顧客あるいは取引が金融機関にもたらすリスクを増減させる。変動要因には、以下のものが含まれる。

- ・特定の顧客が預け入れる資産の金額または取引の額の大小。

例えば、同じような属性の顧客について通常予想される資産額または取引額を超えるような異常に高額な資産または取引があれば、通常高リスクとはみなされない顧客でも、高リスクとして取り扱われるべきである。

反対に、通常は高リスクに見えるような顧客であっても、小規模の資産しか所有していなかったり、小額の取引しか行っていないかすれば、金融機関がリスクに応じたアプローチの中で、低リスク先として認定することも可能である。

- ・規制、監督、または顧客の内部管理のレベル。

例えば、適切なマネーロンダリング防止(AML)態勢があるとされる法域に属する金融機関（または適切なマネーロンダリング防止規制及び監督にそった金融機関グループ内でのポリシーが策定・実施されており、グループの構成会社が適切に監督されているグループに属する金融機関）は、規制されていないか、または最小限度のマネーロンダリング防止規制にしか服していない顧客よりも、マネーロンダリングにさらされるリスクが低い。加えて、公開企業及びその完全子会社のマネーロンダリングリスクは最小限のものと言える。実際には（取引の量が膨大である為）個々の取引の合法性を判断することは難しいが、公開企業等は通常適切な規制体系を持つ法域に属しており、その業務の特性と、広範な内部管理のおかげでマネロンリスクは小さいと言える。適切な規制体系を持つ法域における公開企業であることなどにより、企業が行う個別の取引を具体的に理解する必要性が減る。さらに、これらの企業は口座開設時の厳密なデュー・ディリジェンスや、取引終了時までの継続的な取引モニタリングを受ける必要はないかもしれない。

- ・取引の頻度や期間。

頻繁に顧客との接触があり、取引関係が長年に亘っているという場合は、マネーロンダリングの観点からはリスクが低いということが言えるかもしれない。

- ・現地の法律、規制、ルールならびに規制監督の構造及び範囲を含む、その国の法律を熟知しているかどうか。

顧客が属している法域をより深く知ることによって金融機関が顧客のマネロンリスクを評価する能力が強められる。

- ・業務上もしくは他の理由がなかったり、不必要に出資や取引の関係を複雑にしたり、透明性をなくすことにつながるような、介在企業やSPCなどの利用。

金融機関にとって合理性が理解でき、十分にわかりやすいものでない場合、間に入るような企業やSPCの存在ないし仕組みの介在は、マネロンリスクを増大させる。

4. リスクの高い状況に対する対策と管理態勢

リスク評価プロセスの結果、高リスクと認定された顧客についての潜在的なマネーロンダリングリスクを軽減させるため、金融機関は、適切な対策と管理態勢を策定し、実施すべきである。適切な対策と管理態勢の策定の為には、顧客のリスクに関する適正なデータを補足し、把握するべく、経営資源及び時間の両面の投資が必要である。適切な対策と管理態勢には、下記のうちの一つまたは複数が含まれる。

- ・金融機関が全ての業務領域毎に高リスク事象をより詳細に把握すること
- ・顧客属性確認(Know Your Customer、KYC)の強化または追加的デューディリジェンス(Enhanced Due Diligence)の実施
- ・口座開設や取引開始についてより上位の役職者の承認を義務付けること
- ・取引モニタリングの強化
- ・取引関係の継続的な管理、及び見直しの強化

同じ対策と管理態勢はしばしば一つ以上のリスク判断指標を対象とすることが可能である。しかしながら、このガイダンスで述べられている個々の全てのリスク判断指標を対象とするような管理態勢を構築することまでは必ずしも期待されているわけではない。

ウォルフスバーグ・グループでは、高リスク顧客（注2）への、適切でより強化された対策と管理態勢についての詳細なガイダンスを提供している。

5. カントリーリスク

カントリーリスクは、他のリスク要因と相まって、潜在的なマネーロンダリングリスクの把握のために有益な情報となる。ある特定の国のリスクが高いかどうかについて各国政府間または金融機関同士で合意ができていないような普遍的な基準はない。ある国が高いリスクをもたらすという判定に結びつく要素には、以下のものが含まれる。

- ・国連が発動する経済制裁や、禁輸措置、あるいはそれらと同様の措置等が課されている国。加えて、国連のような機関によって発動されるそれらの制裁や措置と同様のものであって、必ずしも世界的に認識されているとは言えないものであっても、発動者の地位や措置の内容によっては、金融機関が依拠することが許容される場合がある。
- ・FATF (Financial Action Task Force)がマネーロンダリングへの取り組みに非協力的と認定した国、あるいは信頼すべき情報源が適切なマネーロンダリング防止の法規制を欠くと認定した国。
- ・信頼すべき情報源（注3）が、テロリストの活動に資金供与を行っているとして認定した国（後述の通り、金融機関においてリスクに応じたアプローチを用いてテロリストへの資金供与となる取引を識別することは実務的に殆ど不可能ではあるものの、カントリーリスクもしくは地政学的リスクを評価するための検討事項としてテロリストの活動を支援する国を考慮に入れることは合理的と考えられる）。
- ・信頼すべき情報源が重大な汚職あるいは他の犯罪行為（注4）が行われていると認定した国。

6. 顧客リスク

金融機関は、個別の顧客ごとの潜在的なマネーロンダリングリスクを判定することによって、総合的なマネーロンダリングリスク評価にあたって有用となる重要な情報を得ることができる。

ある特定の顧客が高いマネーロンダリングリスクをもたらすかどうか、高いマネーロンダリングリスクを内包するような活動に従事している顧客であってもそのリスクを減少させるような事情がないか、各金融機関は、自らの基準に基づいて評価しなければならない。上記のリスク変動要因はこの評価において重要な役割を果たす。どのような顧客が高いリスクをもたらすかについては、一般的なコンセンサスはないが、以下に列挙される顧客の属性は潜在的なマネーロンダリングリスクを高めるとされてきている。

- ・武器の製造業者、販売業者、仲介業者
- ・現金（または現金の等価物）商売を行う業者：
 - ・為替サービスのビジネス（送金業者、送金代行業者、両替業者等）
 - ・カジノ、賭博その他ギャンブル関連の活動
 - ・通常は現金取扱が必ずしも多くはないのにも拘らず、特定の取引のために大量の現金を取扱っている業者
 - ・監督当局の規制に服していない慈善事業団体やその他の「非営利」団体（特に「国境を越えて」活動している団体）

(注2) 既存のウォルフスバーグ文書参照 <http://www.wolfsberg-principles.com/standards.html>

(注3) 「信頼できる情報源」は一般的に評判が良く、公的に幅広く利用可能な情報を提供することでよく知られた団体が提供する情報のことである。このような情報源には、世界銀行や国際通貨基金、経済協力開発機構（「OECD」）、特定金融情報機関(Financial Intelligence Units、金融機関等から届け出られた情報を一元的に収集・整理・分析する国家機関を一般的に指す)のエグモントグループのような超国家的機関または国際機関、並びに関連国家機関や非政府組織が含まれる。

(注4) Transparency International など

- ・高価なものや、貴重なものを扱う業者（宝石・希少金属・美術品・骨董品の販売業者やオークションハウス、並びに不動産会社や不動産ブローカー）

- ・身元が金融機関には明かされることがない顧客の為に「ゲートキーパー(gatekeeper) ; いわば「門番」となる会計士や弁護士、その他の専門職の者が金融機関に開設する口座。このようなゲートキーパーによって顧客の為に開設された口座は、金融機関が顧客の属性確認 (KYC) やマネーロンダリング防止 (AML) の観点でゲートキーパーにだけ依拠することでは済まされない為、リスクが高い。
- ・取引の際の仲介者の関与。ただし、適切なマネーロンダリング防止規制に服するとともに当該規制遵守について監督を受ける場合、あるいは適切なマネーロンダリング防止手続を採用している仲介者が関与している場合には、一般的に金融機関にとってのマネーロンダリングのリスクは減少する (注5)。
- ・PEPs(Politically Exposed Persons)である顧客 (注6)。

7. サービスリスク

金融機関が提供する個々のサービスがもたらす潜在的なマネーロンダリングリスクを判定することは総合的なリスク評価の一助となる。高いマネーロンダリングリスクをもたらすサービスは、総合的なマネーロンダリングリスクの評価の際に考慮に入れられるべきである。金融機関は特に自らが提供するのではなくても、自らのサービスを介して金融商品が提供されるような場合についても留意すべきである。金融機関が提供するサービスがもたらすマネーロンダリングリスクを判定する際には、以下のことを含めて検討がなされるべきである：

- ・監督官庁、政府当局あるいはその他信頼すべき情報源が潜在的に高いマネーロンダリングリスクを抱えているサービスであると認定している下記のような例のサービス
 - ・国際コルレス銀行サービス
 - ・国際プライベートバンキングサービス
 - ・紙幣や貴金属の売買等のサービス
- ・本人確認や様々な捜査を避けるために、故意に顧客を金融機関に対して匿名とするためのサービスは提供されるべきではない。

8. 教育と研修

潜在的なマネーロンダリングリスクの管理のために、リスクに応じたアプローチを成功裡に導入するためには、金融機関のなかでマネーロンダリング防止に関係している全ての従業員の教育・研修とが、決定的に重要である。従業員は、自らが業務を行っている国や地域の法規制を認識し、とりわけマネーロンダリング防止の法規制を理解しなければならない。

(注5) 仲介者の関与とマネーロンダリングリスクの大小に関する議論についてはウォルフスバーグ・グループが発行した、仲介者についての一般的FAQ集、投資信託及び他の共同投資機関 (Pooled Investment Vehicles) におけるマネーロンダリング防止ガイダンス、及び、投資銀行業務及び商業銀行業務に関するFAQ集を参照。

(注6) Politically Exposed Persons についてのウォルフスバーグFAQ集を参照。

<http://www.wolfsberg-principles.com/faq-persons.html>

9. リスクに応じたアプローチとテロ資金供与防止

本ガイダンスでは、リスクに応じたアプローチをテロ資金供与に関する潜在的なリスクを評価するために用いる際

の具体策は提示していない。なぜなら、ウォルフスバーグ・グループはリスクに応じたアプローチが金融機関をと
おるテロ資金供与に関する取引を認識し、防止するための効果的な方法とはなりえないと確信しているからである。
かつてウォルフスバーグ・グループが表明しているように（注7）、テロリストの資金と他の正当な資金とを区別す
るのは困難である。テロ活動を支援するために供与される資金は必ずしも犯罪行為に由来するものではない。従っ
て、一般的にリスクに応じた顧客及び取引の評価は潜在的なテロ資金を識別する際には全く実用的な方法とはなら
ない。ただし、テロ資金供与の一部分でもマネーロンダリングがなされた資金に由来するという場合に限っては、
リスクに応じたアプローチによって金融機関がマネーロンダリングを認識し、政府当局に報告することが出来る
ようになるので、テロ資金供与防止の関いにとって有益となる。

ウォルフスバーグ・グループは、金融機関をとおるテロ資金供与に関する取引を認識し、防止するための効果的な
方法は、各国政府がテロ活動に関係している者を把握し、その情報をタイムリーに金融機関に提供することである
と、引き続き確信する。

10. 結論

本ガイダンスは、顧客が潜在的に高リスクであるということのみを理由として、金融機関が当該顧客との取引を回
避することを推奨するものではない。むしろ、金融機関が追加的にマネーロンダリング防止に関する対策や管理
を実施した方が良いケースを説明しようとしている。たとえ適切に設計を施されたリスクに応じたアプローチを使
用しても、金融機関は意図せずしてマネーロンダリングに巻き込まれることがある。しかし、結果としてマネー
ロンダリングに巻き込まれることになったとしても、リスクに応じたアプローチの有効性が否定されるものでは
ないし、このようなアプローチを導入した金融機関に対して根拠の無い批判が向けられるべきでもない。

リスクに応じたアプローチは、マネーロンダリング防止の取り組みにとって有効かつ効率的である。リスクに応
じたアプローチは、マネーロンダリングへの関与の蓋然性を踏まえたマネーロンダリング防止の取り組みと活
動の優先順位決定の一助となり、またマネーロンダリングリスク低減への取り組みを通じて金融機関が獲得する
経験とバランス感覚とを反映するチャンスとなる。

(注7) テロリズム金融の抑止に関わるウォルフスバーグ・グループ声明を参照

<http://www.wolfsberg-principles.com/financing-terrorism.html>